

**改正**

令和5年3月29日条例第36号

令和7年3月31日条例第28号

大牟田市個人情報の保護に関する法律施行条例

**第1章 総則**

(趣旨)

**第1条** この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において「実施機関」とは、市の機関（市長、消防長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

**第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護**

(条例要配慮個人情報)

**第3条** 法第60条第5項の条例で定める記述等は、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号）第3条に規定する記述等とする。

(個人情報取扱事務の届出)

**第4条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報取扱事務の対象となる個人の範囲

(6) 個人情報取扱事務に係る保有個人情報に要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、あらかじめ同項の規定による届出をすることができないときは、個人情報取扱事務を開始し、又は変更した日以後において当該届出をすることができる。この場合において、当該届出は、速やかに行わなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 一時的な使用であって、使用后直ちに廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う個人情報取扱事務

(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める個人情報取扱事務

4 実施機関は、第1項又は第2項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、第1項又は第2項の規定による届出に係る事項について、一般の閲覧に供さなければならない。

(審議会への諮問)

**第5条** 実施機関（地方独立行政法人を除く。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、第4章に規定する大牟田市個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

### 第3章 開示の手続

(開示請求に係る手数料)

**第6条** 法第89条第2項の規定による手数料の額は、無料とする。

2 法第76条第1項又は第2項の規定により市の機関に対し開示請求をし、法第87条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

**第7条** 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

**第8条** 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

#### 第4章 大牟田市個人情報保護審議会

(設置)

**第9条** 次に掲げる事務を行うため、市に、大牟田市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関として、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 大牟田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第36号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (3) 第5条又は議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

**第10条** 審議会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

**第11条** 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

**第12条** 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第13条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

**第14条** 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(審議会の調査権限)

**第15条** 審議会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）又は議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により審議会に諮問をした市議会議長（以下「諮問議長」という。）に対し、当該諮問に係る保有個人情報（以下「諮問保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された諮問保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関又は諮問議長は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関又は諮問議長に対し、諮問保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 審議会は、第9条第3号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、実施機関又は市議会その他の関係者に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(委員による調査手続)

**第16条** 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された諮問保有個人情報閲覧させることができる。

(調査審議手続の非公開)

**第17条** 審議会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(庶務)

**第18条** 審議会の庶務は、企画総務部において処理する。

(会議の運営)

**第19条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第5章 補則

(法施行状況の報告)

**第20条** 実施機関は、毎年法の施行状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年1回、実施機関における法の施行の状況について公表するものとする。

(委任)

**第21条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(罰則)

**第22条** 第11条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 大牟田市個人情報保護条例（平成14年条例第22号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第6条又は第14条第2項若しくは第46条第1項の規定による職務上又は業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 施行日前において旧実施機関から旧条例第14条第1項の委託を受けた業務に従事していた者
  - (3) 施行日前において旧実施機関が公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行わせていた指定管理者（旧条例第2条第8項に規定する指定管理者をいう。）（以下「旧指定管理者」という。）が行う公の施設の管理業務に従事していた者
- 4 この条例の施行の際現に実施機関において行われている個人情報取扱事務に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後遅滞なく」とする。
  - 5 施行日前に旧条例第15条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第28条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び中止については、なお従前の例による。この場合において、施行日以後の旧条例第35条第1項の規定による諮問に係る同項の適用については、同項中「審議会」とあるのは、「大牟田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第29号）第4章に規定する大牟田市個人情報保護審議会」と読み替えるものとする。
  - 6 審議会は、前項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するものとする。
  - 7 施行日前に旧条例第35条第1項又は第38条第1項第3号の規定による諮問がされた場合における旧条例の規定による調査及び審議並びに答申については、なお従前の例による。この場合において、施行日の前日に旧条例第3章に規定する大牟田市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員であった者の任期は、当該諮問に係る答申があった日までとする。
  - 8 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第38条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
  - 9 付則第3項各号に掲げる者が、正当な理由なく、施行日前に旧実施機関、旧条例第14条第1項に規定する受託者又は旧指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第54条第2項に規定する個人情報ファイルを施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
  - 10 付則第3項各号に掲げる者が、職務上又はその業務に関して知り得た施行日前に旧実施機関、

旧条例第14条第1項に規定する受託者又は旧指定管理者が保有していた旧条例第54条第2項に規定する保有個人情報等を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

11 付則第8項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

12 前3項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

13 施行日前にした旧条例に規定する違反行為の処罰については、施行日以後も、なお従前の例による。

(大牟田市協働のまちづくり推進条例の一部改正)

14 大牟田市協働のまちづくり推進条例(平成27年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「大牟田市個人情報保護条例(平成14年条例第22号)を遵守」を「個人情報の適正な取扱いを確保」に改める。

付 則 (令和5年3月29日条例第36号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年3月31日条例第28号抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

**第2条** この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)

(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)

(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留

(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と

長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

**第3条** 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。